様式第1号(第3条関係)

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 　 |  | 　 |
| 　 | 法人個人 | 事業税の | 課税免除不均一課税 | 申請書 | (第　　　次第　　　回目) |
| 年　　月　　日提出　　　　　　福井県　　　　　　　　長様住所(所在地)　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名(名称)　　　　　　　　　　　　　　　　　　(法人番号)　　　　　　　　　　　　　　　　　 |
| 　特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例 | 第3条の3第1項第4条第1項第4条第2項第4条の2第1項 | の規定により、 | 法人個人 | 事業税について |
| 次のとおり、 | 課税を免除不均一の課税を | されるよう申請します。 |
| 事業の種類 | 　 | 適用法 | 1　過疎法2　地域再生法3　原発法 | 事業年度または事業期間 | 年　月　日から年　月　日まで | 確定修正更正 | 適用する基準の区分 | 1　固定資産の価額2　軌道の延長キロメートル数3　従業者数 |
| 課税免除または不均一課税に関する明細 | 区分 | 課税標準の総額(イ) | 本県分の課税標準額(ロ) | (ロ)のうち課税免除または不均一課税に対応する額　(ハ) | 税率(ニ) | 条例を適用しない場合の税額(ロ)×(ニ) | 課税免除額または不均一課税額(ハ)×(ニ)×乗率 |
| 法人 | 所得金額 | 年400万円以下の金額　　　　　(イ) | 円 | 円 | 円 |  | 円 | 円 |
| 年400万円を超え年800万円以下の金額　　　　　(ロ) | 　 | 　 | 　 |  | 　 | 　 |
| 年800万円を超える金額　　　　　(ハ) | 　 | 　 | 　 |  | 　 | 　 |
| 計(イ)＋(ロ)＋(ハ)(ニ) | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 収入金額　　(ホ) | 　 | 　 | 　 |  | 　 | 　 |
| 合計　(ニ)＋(ホ) | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 個人の所得金額 | 　 | 　 | 　 |  | 　 | 　 |
| 課税免除または不均一課税に対応する額の算定基準 |
| 区分 | 本県内に有する事務所または事業所に係るもの(A) | 取得等（新増設）をした工業生産設備等に係るもの | 比率(F) |
| 事務所または事業所の名称 | 　 | (B) | (C) | (D) | 合計(B)＋(C)＋(D)　(E) | 　 |
| 固定資産の価額 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 　 |
| 軌道の延長キロメートル数 | km | km | km | km | km | 　 |
| 従業者数 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 　 |
| 取得等（新増設）をした工業生産設備等 |
| 区分 | 事業の種類 | 事務所または事業所の名称 | 所在地 | 事業の用に供した日 |
|  | 　 | 　 | 　 | 年　　月　　日　 |
| 減価償却資産 | 種類 | 取得価額 | 種類 | 取得価額 | 種類 | 取得価額 |
| 家屋・附属設備 | 円 | 船舶 | 円 | 工具･器具･備品 | 円 |
| 構築物 | 　 | 航空機 | 　 | 　 | 　 |
| 機械・装置 | 　 | 車両・運搬具 | 　 | 合計 | 　 |
| 事業の用に供したことによつて増加した雇用者の数(増加常時雇用者数) | 人 | 増加常時雇用者数のうち三大都市圏からの転勤者の数 | 人 |
| 摘要 | 　 |

備考

　1　この申請書は、正副2通作成し、申告書に添付して提出してください。

　2　「事業の種類」欄には、事業の種類を具体的に記載すること。なお、2以上の事業を行う場合は、それぞれの事業を記載し、主たる事業には◎印を付すること。

　3　「適用法」欄は該当事項を○印で囲むこと。

　4　「適用する基準の区分」欄は、次によつて該当事項を○印で囲むこと。

　　(1)　主たる事業が電気供給業（電気事業法第２条第１項第２号に規定する小売電気事業（これに準ずるものを含む。）を除く。）、ガス供給業または倉庫業の場合　固定資産の価額

　　(2)　主たる事業が鉄道事業または軌道事業の場合　軌道の延長キロメートル数

　　(3)　(1)または(2)以外の場合　従業者数

　5　「課税免除または不均一課税に関する明細」欄の各項目については以下のとおり記載すること。

　　(1)　「課税標準の総額」および「本県分課税標準額」欄は、申告書の金額をそれぞれ記載すること。

　　(2)　「(ロ)のうち課税免除または不均一課税に対応する額」欄は、本県分の課税標準額の所得金額または収入金額に「課税免除または不均一課税に対応する額の算定基準」の「比率」欄の数を乗じて得た額を記載すること。この場合、県税条例第44条第1項の軽減税率の適用がある法人の所得階層区分ごとの額は、次の算式により計算された額を記載すること。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 条例第3条の3第1項第1号、第4条第1項第1号もしくは第2項第1号または第4条の2第1項第1号の規定の適用を受ける課税免除または不均一課税に係る所得金額 | × | 本県において当該法人に課する事業税の課税標準となる当該事業年度に係る所得金額のうち、当該所得階層区分の所得金額 |
| 本県において当該法人に課する事業税の課税標準となるべき当該事業年度に係る所得金額 |

　　(3)　「課税免除額または不均一課税額」欄において乗ずべき乗率は以下の表の区分に従い、各年または各年度の割合とすること。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 第1年または第1年度 | 第2年または第2年度 | 第3年または第3年度 |
| 条例第3条の3第1項の規定による課税免除 | 1 | 1 | 1 |
| 条例第4条第1項の規定による課税免除 | 1 | 1 | 1 |
| 条例第4条第2項の規定による不均一課税 | 10分の9 | 10分の9 | 10分の9 |
| 条例第4条の2第1項の規定による不均一課税 | 2分の1 | 4分の1 | 8分の1 |

　6　「課税免除または不均一課税に対応する額の算定基準」の各項目については以下のとおり記載すること。

　　(1)　「固定資産の価額」欄の金額は、付表(その1)(固定資産の価額に関する明細書)の固定資産の価額の計算金額をそれぞれ記載すること。

　　(2)　「軌道の延長キロメートル数」欄の距離は、付表(その2)(軌道の延長キロメートル数に関する明細書)の「基準となる軌道の延長キロメートル数」欄の距離をそれぞれ記載すること。

　　(3)　「従業者数」欄の人数は、付表(その3)(従業者数に関する明細書)の「基準となる従業者数」欄の人数をそれぞれ記載すること。

　　(4)　「本県内に有する事務所または事業所に係るもの」欄の従業者数は付表(その3)(従業者に関する明細書)の(A)の従業者数を記載すること。

　　(5)　「取得等（新増設）をした工業生産設備等に係るもの」欄の従業者数は付表(その3)(従業者に関する明細書)の直接従事する従業者の数を記載すること。

　　(6)　「比率」欄の数は、小数点以下の数値については、本県分の課税標準額のけた数に1を加えた数に相当する数の位まで求め、次位以下は切り捨てること。

　7　「取得等（新増設）をした工業生産設備等」は、最初に適用を受ける年または事業年度において記載すること。

　　(1)　「区分」欄は、該当する設備投資の内容（新設、増設等）を記載すること。

　　(2)　「減価償却資産の取得価額」欄は、様式第3号(工業生産設備等に関する明細書)の欄に記載された金額を記載すること。

　　(3)　「事業の用に供したことによつて増加した雇用者の数(増加常時雇用者数)」欄は、条例第4条第1項の規定による課税免除または条例第4条第2項の規定による不均一課税もしくは条例第4条の2第1項の規定による不均一課税(製造業を除く。)を申請する場合に付表（その３）（従業者に関する明細）の直接従事する従業者の数を記載すること。

　　(4)　「増加常時雇用者数のうち三大都市圏からの転勤者の数」欄は、条例第4条第1項の規定による課税免除または条例第4条第2項の規定による不均一課税を申請する場合に付表（その３）（従業者に関する明細）の直接従事する従業者の数を記載すること。

　8　次の書類を添付すること。

　　(1)　定款(個人の場合は提出を要しない。)

　　(2)　貸借対照表(この申請書に係る年または事業年度およびその直前の年または事業年度に係るもの)

　　(3)　損益計算書(　　　　　　〃　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　)

　　(4)　事業報告書(　　　　　　〃　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　)

　　(5)　従業員の雇用状況明細書(〃　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　。条例第3条の3第1項の規定による課税免除の申請の場合は提出を要しない。)

　　(6)　工業生産設備等に関する明細書(様式第3号)

　　(7)　固定資産の価額に関する明細書(付表(その1))、軌道の延長キロメートル数に関する明細書(付表(その2))または従業者数に関する明細書(付表(その3))

　　(8)　 条例第３条の３第１項の規定による課税免除を申請する場合にあつては、取得等をした設備が産業振興促進事項に適合したものである旨を市町長が確認した確認書の写し

　　(9)　条例第4条第1項の規定による課税免除または条例第4条第2項の規定による不均一課税を申請する場合にあつては、知事の認定を受けた地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の写しおよび当該計画に係る認定通知書の写しならびに知事に提出した地域再生法施行規則第36条第2項に規定する実施状況報告書およびその附属書類の写し